

自転車運転者講習制度の施行状況について

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行った自転車運転者に、安全運転の大切さについての「気付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止するため、平成27年6月から自転車運転者講習を実施している。

この講習は、交通事故に関与した自転車運転者の約5分の3に法令違反があること等を踏まえ、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者に対して交通ルールを徹底することが不可欠であると考えられたことから導入されたものである。

講習については、小テストによる交通ルールの理解度のチェック、犯しやすい違反行為の事例紹介や視聴覚教材による危険性の疑似体験、危険行為に関する学習・討議等、受講者の行動特性に応じた教育内容で行うこととしており、27年中は、制動装置不良自転車（ブレーキがない自転車等）を運転するなどの危険行為を反復して行った自転車運転者7人に対し同講習を実施した。

【自転車運転者講習リーフレット】